

技術職員名簿に記載できるのは、審査基準日において在籍する技術職員であつて、「審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係」がある者のみに限る。

許可番号、審査基準日、申請者名を記入。

(用紙 A 4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

年齢計算二関スル法律（明治 35 年法律第 50 号）に基づき、満年齢が上るのは誕生日の前日とする。
(例) 審査基準日が令和 8 年 3 月 31 日の場合、平成 3 年 4 月 1 日生まれの者は審査基準日時点で 35 歳。平成 3 年 4 月 2 日生まれの者は審査基準日時点で 34 歳。

項番
数
8 1

3
頁
5

業種コードを記入

| | |
|--------|---------|
| 許可番号 | 審査基準日 |
| 123456 | R8.3.31 |

秋田県庁建設（株）

申請者

五十音順に記載。

| 通番 | 新規掲載者 | 氏名 | 生年月日 | 審査基準日現在の満年齢 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 | CPD単位取得数 |
|----|-------|-------|-------------------|-------------|-----------------------------|----------|------|---------------|----------|----------|---------------|----------|
| 1 | | 秋田 一郎 | 昭和 22 年 1 月 1 日 | 79 | 8 2 0 1 1 1 3 1 2 9 1 1 3 1 | 1 | | 2 9 1 1 3 1 | 1 | 12345678 | 20 | |
| 2 | | 大館 次郎 | 昭和 23 年 11 月 15 日 | 77 | 8 2 0 1 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 | 1 | | 2 3 1 1 3 1 | 1 | 24358586 | | |
| 3 | | 潟上 三郎 | 昭和 30 年 3 月 8 日 | 71 | 8 2 0 1 2 1 4 2 2 3 2 3 4 2 | 1 | | 2 3 2 3 4 2 | 1 | | | |
| 4 | | 鹿角 四郎 | 昭和 32 年 6 月 23 日 | 68 | 8 2 0 1 2 1 4 2 2 9 2 1 4 2 | 1 | | 2 9 2 1 4 2 | 1 | | | |
| 5 | | 大仙 五郎 | 昭和 34 年 1 月 10 日 | 67 | 8 2 0 1 0 0 2 2 | 1 | | 2 1 3 0 0 1 2 | 1 | | | |
| 6 | | 能代 六郎 | 昭和 35 年 4 月 22 日 | 65 | 8 2 0 1 0 0 1 2 1 3 0 0 1 2 | 1 | | 2 1 3 0 0 1 2 | 1 | | | |
| 7 | | 北秋 七子 | 昭和 37 年 12 月 11 日 | 63 | 8 2 0 1 1 3 3 1 | 1 | | 2 1 3 0 0 1 2 | 1 | 32165478 | | |
| 8 | | 湯沢 八郎 | 平成 3 年 9 月 25 日 | 34 | 8 2 0 1 1 1 1 2 2 3 2 3 4 2 | 1 | | 2 3 2 3 4 2 | 1 | | | |
| 9 | ○ | 由利 九郎 | 昭和 59 年 4 月 1 日 | 42 | 8 2 0 1 1 1 3 1 2 9 1 1 3 1 | 1 | | 2 9 1 1 3 1 | 1 | 43215678 | 5 | |

「新規掲載者」

審査対象事業年度内に、新規に技術職員となった（＝技術職員名簿に記載可能となった）者につき、を付すこと。

「新規若年技術職員」

「新規掲載者」のうち以下のいずれか、

- ・審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象事業年度内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象事業年度以前から資格を有しており、審査対象事業年度内に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

「講習受講欄」

申請する業種は、次の から までの要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

法第 15 条第 2 号イに該当する者であること（1 級国家資格者相当）

審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること

法第 26 条の 5 から 7 までの規定による講習（監理技術者講習）有効期間が審査基準日において有効であること

有効期間：前回講習受講日の翌年 1 月 1 日から 5 年間（5 年後の 1 月 31 日まで）

例：講習受講日が令和 3 年 3 月 31 日の場合 令和 3 年 3 月 31 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間

「有資格者区分コード」

技術職員一人につき 2 業種のみ申請可能。

（2 業種の考え方）

- ・1 資格から 2 業種選択が可 例…「1 1 3」1 級土木施工管理技士 「0 1」土木、「1 3」舗装
- ・2 資格から 1 業種ずつ選択も可 例…「2 1 4」2 級土木施工管理技士 「2 3 4」2 級造園施工管理技士

技術者の資格は、原則として資格者証等の写しを提出すること。

ただし、前年の経営事項審査で申請した技術職員の内容に変更がない場合は省略可能。

前年の内容に変更のない場合でも、1 級資格者が監理技術者講習「1（有り）」として申請する場合、監理技術者資格者証及び講習修了証の写し提示は省略できない。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 26 | | 「CPD 単位取得数」 51 ページ参照 ・技術者一人当たりの CPD 单位の上限は 30 ・複数の CPD 認定団体から認定されている技術者の場合、いずれか一つの団体から認定された単位のみを記入する ・技術職員名簿に記載のない者で対象者（1 級又は 2 級の技士補）がいる場合は、別紙様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」を作成する | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | |

4 技術職員名簿【20005帳票】

1 この名簿は、**① ④ 「審査基準日」**に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する職員であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）のみを記載してください（審査基準日時点で「6か月+1日以上」の恒常的な雇用関係がある者ですので、「6か月ちょうど」では足りません。）。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は2までとします。

「技術職員」とは、次の表に掲げる者をいい、法人の役員（常勤）又は個人の事業主も、資格を有している場合には技術職員に含まれます。

建設業法第15条第2号イ該当者（法の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法の規定による監理技術者講習を受講したものに限る。）

- ・建設業法第15条第2号イ該当者：建設業法で定める1級相当の資格を有している者

建設業法第15条第2号イ該当者（に掲げる者以外の者）

建設業法第26条第3項ただし書該当者（及びに掲げる者以外の者）

- ・建設業法第26条第3項ただし書該当者：監理技術者の職務を補佐する者であって、次のいずれかに該当する者

1. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（下記）のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

2. 国土交通大臣が1.に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

登録基幹技能者講習（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。）を終了した者（及びに掲げる者以外の者）

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は建設業法第15条第2号ハ該当者（及びに掲げる者以外の者）

- ・建設業法第7条第2号イ該当：高校又は大学の指定学科（建設業法施行規則第1条）を卒業後一定の実務経験（高校は5年以上、大学・高専（旧専門学校を含む）は3年以上）を有する者

- ・建設業法第7条第2号ロ該当：10年以上の実務経験を有する者

- ・建設業法第7条第2号ハ該当：建設業法で定める一定の資格を有する者

- ・建設業法第15条第2号ハ該当：国土交通大臣の特別認定を受けた者

2 **⑧ ① 「頁数」**の欄は、頁番号を記入してください。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば**① ② ③**、12枚目であれば**① ② ②**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

3 「新規掲載者」の欄は、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった者（技術職員名簿に掲載可能となった者）につき、印を記入してください。

4 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。（年齢計算二関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日であることに注意。）なお、技術職員名簿に記載した技術職員が若年技術職員に該当するかどうかの判断にあたっては、下記の表を参考にしてください。

| 審査基準日 | 若年技術職員に該当する者 | 若年技術職員に該当しない者 |
|------------|-------------------|-------------------|
| 令和7年10月31日 | 平成2年11月2日以降に生まれた者 | 平成2年11月1日以前に生まれた者 |
| 令和7年11月30日 | 平成2年12月2日以降に生まれた者 | 平成2年12月1日以前に生まれた者 |
| 令和7年12月31日 | 平成2年1月2日以降に生まれた者 | 平成2年1月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年1月31日 | 平成3年2月2日以降に生まれた者 | 平成3年2月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年2月28日 | 平成3年3月2日以降に生まれた者 | 平成3年3月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年3月31日 | 平成3年4月2日以降に生まれた者 | 平成3年4月1日以前に生まれた者 |

| | | |
|------------|-------------------|-------------------|
| 令和8年 4月30日 | 平成3年 5月2日以降に生まれた者 | 平成3年 5月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年 5月31日 | 平成3年 6月2日以降に生まれた者 | 平成3年 6月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年 6月30日 | 平成3年 7月2日以降に生まれた者 | 平成3年 7月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年 7月31日 | 平成3年 8月2日以降に生まれた者 | 平成3年 8月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年 8月31日 | 平成3年 9月2日以降に生まれた者 | 平成3年 9月1日以前に生まれた者 |
| 令和8年 9月30日 | 平成3年10月2日以降に生まれた者 | 平成3年10月1日以前に生まれた者 |

5 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入してください。

| コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 |
|-----|-----------------|-----|-----------|-----|---------|
| 0 1 | 土木工事業 | 1 1 | 鋼構造物工事業 | 2 1 | 熱絶縁工事業 |
| 0 2 | 建築工事業 | 1 2 | 鉄筋工事業 | 2 2 | 電気通信工事業 |
| 0 3 | 大工工事業 | 1 3 | 舗装工事業 | 2 3 | 造園工事業 |
| 0 4 | 左官工事業 | 1 4 | しゆんせつ工事業 | 2 4 | さく井工事業 |
| 0 5 | とび・土工工事業 | 1 5 | 板金工事業 | 2 5 | 建具工事業 |
| 0 6 | 石工事業 | 1 6 | ガラス工事業 | 2 6 | 水道施設工事業 |
| 0 7 | 屋根工事業 | 1 7 | 塗装工事業 | 2 7 | 消防施設工事業 |
| 0 8 | 電気工事業 | 1 8 | 防水工事業 | 2 8 | 清掃施設工事業 |
| 0 9 | 管工事業 | 1 9 | 内装仕上工事業 | 2 9 | 解体工事業 |
| 1 0 | タイル・れんが・ブロック工事業 | 2 0 | 機械器具設置工事業 | | |

6 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表5の分類に従い、該当するコードを記入してください。一人の技術職員につき申請できる建設業の種類は2つまでですので、任意の2業種を選択することになります。

【例】

- ・ 1資格から2業種選択する場合
「113」1級土木施工管理技士 「01」（土木）・「13」（舗装）
- ・ 2資格から1業種ずつ選択する場合
「214」2級土木施工管理技士 「01」（土木）
「234」2級造園施工管理技士 「23」（造園）

面談の際、登録講習の修了若しくは所定の期間以上の実務経験又は平成28年度以降に実施された技術検定により資格を有したことを見認しますので、当該事実を証明する書類の写しを提示してください。

7 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の5から7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

8 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。

9 「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日以前1年間にCPD認定団体において認定された単位数を、団体ごとに次表に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載してください（技術者一人当たり最大30単位まで。小数点以下切り捨て）。

(例1) 審査基準日以前1年間において、「一般財団法人建設業振興基金」により10単位認定された技術者の場合

$$10 \text{ (単位)} \div 12 \text{ (次表の数値)} \times 30 = 24.9 \quad '24' \text{ と記載}$$

(例2) 審査基準日以前1年間において、「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」により10単位認定された技術者の場合

$$10 \text{ (単位)} \div 20 \text{ (次表の数値)} \times 30 = 15.0 \quad '15' \text{ と記載}$$

(令和 3 年国交省告示第246号別表第18)

| C P D 認定団体 | 数値 | C P D 認定団体 | 数値 |
|-------------------------|-----|---------------------|-----|
| 公益社団法人空気調和・衛生工学会 | 5 0 | 公益社団法人日本建築士会連合会 | 1 2 |
| 一般財団法人建設業振興基金 | 1 2 | 公益社団法人日本造園学会 | 5 0 |
| 一般社団法人建設コンサルタント協会 | 5 0 | 公益社団法人日本都市計画学会 | 5 0 |
| 一般社団法人交通工学研究会 | 5 0 | 公益社団法人農業農村工学会 | 5 0 |
| 公益社団法人地盤工学会 | 5 0 | 一般社団法人日本建築土事務所協会連合会 | 1 2 |
| 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター | 2 0 | 公益社団法人建築家協会 | 1 2 |
| 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 | 5 0 | 一般社団法人日本建設業連合会 | 1 2 |
| 一般社団法人全国測量設計業協会連合会 | 2 0 | 一般社団法人日本建築学会 | 1 2 |
| 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 | 2 0 | 一般社団法人建築設備技術者協会 | 1 2 |
| 一般社団法人全日本建設技術協会 | 2 5 | 一般社団法人電気設備学会 | 1 2 |
| 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 5 0 | 一般社団法人日本設備設計事務所協会 | 1 2 |
| 公益社団法入土木学会 | 5 0 | 公益財団法人建築技術教育普及センター | 1 2 |
| 一般社団法人日本環境アセスメント協会 | 5 0 | 一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 1 2 |
| 公益社団法人日本技術士会 | 5 0 | | |

10 社会保険適用事業所の場合、社会保険加入者でなければ原則として職員とは認めません。また、社会保険適用事業所でない場合、雇用保険の被保険者でなければ原則として職員とは認めません。

ただし、雇用保険の被保険者であっても、雇用の日から審査基準日まで1年に満たない「短期雇用特例被保険者」については、常時雇用されている者ではないものとして扱うので、注意してください（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を除く。）。

11 技術職員名簿に記載した技術職員の中に高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者が含まれる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別紙様式2）を作成して提出してください。また、常時10人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則を併せて提示してください。

12 技術職員氏名は、五十音順に名簿に記載してください。

13 技術職員のうち、新規掲載者や、資格を新たに取得した場合等、前年の経営事項審査で提出した技術職員名簿の内容に変更がある場合は、当該技術者の資格を証する書面を受付の際に提出してください。

14 施工管理技士等、国家資格者の資格取得日は、合格証明書及び免状等に記載された日とみなしますので、審査基準日（決算日）後の日付が記載された合格証明書等の資格については審査対象から除外されます。また、有効期間が定められている資格については、審査基準日が有効期間内に含まれていない場合は、審査対象から除外されます。ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定については、同検定の合格後合格証明書の受領までの間は試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとします。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長 年 月 日
北海道開発局長
知事 殿 住所
 商号又は名称
 代表者氏名

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。

3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。